

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より消費税(国・地方)が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成30年度鶴田町一般会計決算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 104,009 千円

【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費 400,893 千円

【単位:円】

区分	事業名	平成30年度 決算額	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国・県支出金	地方債	その他	地方消費税 交付金 (社会保障 財源化分)	その他
社会 福祉	高齢者福祉事業	7,236,000	0	0	0	7,177,000	59,000
	障害者福祉事業	363,169,878	274,599,339	0	0	76,446,000	12,124,539
	児童福祉事業	30,487,102	6,656,328	0	261,148	20,386,000	3,183,626
計		400,892,980	281,255,667	0	261,148	104,009,000	15,367,165